

事業計画概要書に対する知事意見書

元諏地環第35号  
令和元年(2019年)12月9日

有限会社成山商店  
代表取締役 成山 秀幸 様

長野県諏訪地域振興局長

令和元年9月25日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処分量 変更許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社成山商店 代表取締役 成山 秀幸 長野県岡谷市川岸東五丁目2番19号	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	岡谷市川岸東五丁目6650番3号	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物の中間処理施設(溶融固化施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む。)	溶融固化する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	廃プラスチック類 埋立地(積替保管場所)の面積 埋立(保管)容量	$m^3/日$ ( )時間 $0.4t/日$ (8)時間 $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	○切断・圧縮 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  ○圧縮・梱包 廃プラスチック類、紙くず  ○溶融固化 廃プラスチック類	○切断・圧縮 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  ○圧縮・梱包 廃プラスチック類、紙くず
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 岡谷市川岸東駒沢区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 岡谷市長 対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	

(裏面へ続く。)

	(根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 令和 2 年 1 月 29 日 (水) 午後 7 時 (場所) 岡谷市川岸東 駒沢公民館

## 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。